

受付をした団体は、必ず受付日印を押してください。受付日印のない申込書は無効です。
また、有効期限を超えて受付けたお申込みは期限切れ扱いとさせていただきます。

(受付団体名)※必須	(受付日印)※必須
公益社団法人横浜市身体障害者団体連合会	
〒222-0035 横浜市港北区鳥山町 1752 番地	
障害者スポーツセンター横浜ラポール 3 階	
TEL 045-475-2060 FAX 045-475-2064	

一般切替用

ジパング倶楽部特別会員申込書

※ ウラ面の「ジパング倶楽部特別会員の会則」を必ずお読みになり、内容をご承諾の上、太枠内のことがらをご記入ください。

※ 身体障害者手帳とジパング倶楽部会員手帳（一般）の写しを必ずそえて、お申込み下さい。

「ジパング倶楽部特別会員の会則」に 同意の上申込みます ☐							
(□にチェックを入れて下さい)							
会 員 番 号 (一 般)							
有 効 期 限	西暦 20____年____月末						
フ リ ガ ナ							
氏 名							
生 年 月 日	西暦 年 月 日 (歳)						
性 別	男性 ・ 女性						
住 所	〒□□□-□□□□						
固 定 電 話	市外局番 () —						
携 帯 電 話	— —						
障 害 種 別 等	肢体 ・ 視覚 ・ 聴覚 ・ 内部 ・ その他 ()						
	旅客鉄道株式会社運賃減額… 第1種 ・ 第2種						

年会費：1,400円(税込) ※お支払いは現金のみ。郵送の場合は現金書留で。

ジパング倶楽部特別会員の会則

2020 年 4 月 1 日施行

第1条 名称、運営及び目的

- 1 この会は、「ジパング倶楽部」(以下「本倶楽部」といいます。)と称します。本倶楽部の運営は、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社(以下、6 社の総称として「JR6 社」といい、JR6 社それぞれを「JR 各社」といいます。)が行うものとします。
- 2 本倶楽部は、全国の JR 線を利用し、旅を楽しまれる会員のための組織とし、会員が容易に旅行できる環境づくりを行うことを目的としています。

第2条 会則の適用範囲

本会則は、本倶楽部の取扱い等について、本倶楽部の特別会員(以下「特別会員」といいます。)と JR6 社との間に適用されるものです。

第3条 ジパング倶楽部事務局の設置

- 1 JR6 社は、本倶楽部の運営について「ジパング倶楽部事務局」を設置します。ただし、本会則に定める会員については、東日本旅客鉄道株式会社が設置する「JR 東日本ジパング倶楽部事務局」(以下「事務局」といいます。)に属するものとします。
- 2 本会則に基づき、事務局は社会福祉法人日本身体障害者団体連合会およびその加盟団体等(以下「日身連等」といいます。)を通じ、JR6 社を代表して、入会・更新・退会にかかわる手続きを行います。
- 3 JR 各社は、事務局の業務を業務委託契約を締結した事業者に行わせることがあります。

第4条 特別会員

- 1 本会則に定める特別会員とは、身体障害者手帳を所持される男性満 60 歳、女性満 55 歳以上の方で、この会則をご承認の上、所定の手続きをさせていただいた方で事務局が認めた方をいいます。(ただし、個人会員のみとし、日本在住の方に限ります。)
- 2 ご入会は随意といたしますが、お一人一口限りといたします。なお、次の各号に該当する場合は本倶楽部に入会できません。
 - (1) 前項に掲げる条件を満たしていないとき。
 - (2) すでにジパング倶楽部会員または特別会員となっているとき。
 - (3) 過去、第 8 条第 1 項により会員資格を喪失したことがあるとき。
 - (4) 前各号のほか、入会が認められない相当の理由があるとき。
- 3 特別会員資格は、ご入会后 1 年間とし、その有効期限はご入会の月から翌年の同月末日までとします。(更新の場合の会員資格は、更新前の有効期限の翌年の同月末日までです。)
- 4 引続きご入会の場合は、更新手続きが必要です。更新手続きは、特別会員としての有効期限の切れる前月の 1 日から有効期限内とさせていただきます。この期限を経過して手続きされた場合は、新規会員となります。
- 5 入会申込書及び更新申込書には、実際に居住されている住所、電話番号をご記入ください。(電話番号については、携帯電話でも可能です。)

第5条 入会金及び年会費

- 1 入会金は無料です。
- 2 年会費は 1,400 円とし、1 年分を入会及び更新時に前納していただきます。
- 3 いったんお支払いいただいた会費は、お返しいたしません。

第6条 会員手帳及び JR 乗車券購入証

- 1 ご入会又は更新時に手続きの終了しだい、会員手帳(旅行記録証・JR 乗車券購入証 20 枚分をとり込みしたもの。以下、「会員手帳」という。)を会員に貸与し、入会手続きにおいてお届けの住所によりお送りいたします。なお、JR 乗車券購入証 20 枚分の内容は、新規会員は 2 割引券 3 枚、3 割引券 17 枚で(2 割引券から先にご使用いただきます。)、更新会員は 3 割引券 20 枚となります。
- 2 会員手帳できっぷをお求めの場合は、必ず必要事項をご記入のうえ、身体障害者手帳とともに、JR の主な駅、駅の旅行セン

ターの窓口又は取扱いしている旅行会社の営業所窓口にご提出ください。この場合、代理の方でもお取扱いいたします。

- 3 会員手帳で購入された乗車券類を使用される場合には、必ず身体障害者手帳と会員手帳をご携帯ください。身体障害者手帳と会員手帳がなければ乗車券類を使用できません。また、駅もしくは車内で係員から身体障害者手帳、会員手帳及び、乗車券類の提示を求められた場合は、必ず提示してください。
- 4 JR 乗車券購入証のご使用は、年間で 20 枚限りです。20 枚を超えての使用は、できません。
- 5 会員手帳の有効期間は、ご入会もしくは更新の月から翌年の同月末日までです。乗車券類を購入される際は、乗車日に有効な会員手帳でお求めください。有効期間の切れた会員手帳は使用できません。各特別会員が責任をもって廃棄してください。
- 6 会員手帳で購入することにより割引を受けられるきっぷの種類は会員手帳に記載された乗車券類のほか、JR6 社全社又は一部の会社の旅客営業規則等の運送約款によるものとします。

第7条 お届け事項の変更及び紛失

特別会員は、会員氏名に変更があった場合は、日身連等までご連絡ください。又、住所・電話番号等お届けいただいている事項に変更があった場合は、次回更新時に届け出てください。なお、会員手帳を紛失された場合は、所定の手続きをさせていただいたうえ、手数料(お一人 630 円)をいただき再発行させていただきます。

第8条 特別会員資格の喪失事由

- 1 特別会員が次の各号のいずれかに該当するときは、会員資格を失います。
 - (1) 身体障害者手帳、会員手帳、又は会員手帳により購入した割引乗車券類を第三者に譲渡したり、貸与したり又は担保に提供したとき。(但し第 6 条第 2 項に定める場合を除きます。)
 - (2) 特別会員が本会則に違反したとき。
 - (3) その他、JR6 社が特別会員として不適格であると判断したとき。
- 2 特別会員の資格を喪失した場合、速やかに会員手帳を、事務局に返却するものとします。また会員手帳により購入した割引乗車券類は無効となります。

第9条 その他

- 1 JR6 社は、必要と認めたときには、特別会員への予告なく、本会則、特典の内容等を変更することができるものとします。この場合、事務局は会員に告知します。
- 2 特別会員は、本会則により生じる権利の全部又は一部を第三者に譲渡し又は担保に供してはならないものとします。
- 3 乗車券類の取扱等に関して本会則に定められていない事項については、JR6 社全社又は一部の会社の旅客営業規則等の運送約款によるものとします。

第10条 会員情報の収集・利用・提供及び登録に関する同意

会員は、申し込み時に特別会員が記入する氏名・生年月日・住所・電話番号等の情報(以下、「会員情報」といいます。))の収集・利用・提供及び登録に関し、次の内容に同意するものとします。

- 1 JR6 社(事務局の業務を事業者へ委託しているときはその事業者も含みます。))および日身連等は、会員情報を厳重に管理します。
- 2 事務局は、会員情報を本会則に従い、本倶楽部の運営業務に利用します。
運営業務とは、「会員手帳の送付」、「その他、各種ご案内等の送付」等をいいます。
- 3 事務局は、特別会員に対してより良好なサービスを提供するために会員情報のうち特定個人を識別することができない方法により会員情報を統計データとして開示することがあります。
- 4 前項に定める場合の他、法令に基づく要請等正当な理由がある場合には会員情報を第三者に開示することがあります。
- 5 JR 各社は前 4 項の内容を含めて個人情報の保護についての指針を定めることがあり、その内容は別途お知らせします。

以上